

令和5年第3回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和5年9月12日 開会

令和5年9月22日 閉会

鳴沢村議会

## 令和5年第3回鳴沢村議会定例会会議録

令和5年9月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番	三浦秀康	2番	渡辺永幸
3番	渡辺辰也	4番	三浦雄一郎
5番	土屋文明	6番	渡辺次男
7番	三浦直樹	8番	小林昭一
9番	渡邊明雄	10番	渡辺正人

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子  
総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

### 7、会議事件

報告第 3号 令和4年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告  
報告第 4号 令和4年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報

## 告

- 認定第 1 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第 29 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 30 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 31 号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 32 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 議案第 33 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

## 8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 3 号 令和 4 年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告
- 日程第 5 報告第 4 号 令和 4 年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告
- 日程第 6 認定第 1 号 令和 4 年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 7 議案第 29 号 鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 8 議案第 30 号 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 9 議案第 31 号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 10 議案第 32 号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
- 日程第 11 議案第 33 号 令和 5 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 34 号 令和 5 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

## ◎議長挨拶

議長（渡辺正人君） 皆さん、こんにちは。

令和5年第3回定例会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。

9月定例会を招集しましたところ、議員各位と関係者の皆様には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、今年の夏は記録的な猛暑でありました。ようやく朝晩は涼しくなってきましたが、まだ毎日厳しい残暑が続いています。鳴沢村でも30度を超えた真夏日が何日も観測され、エアコンなしで乗り切るのは厳しくなっていました。また温暖化による新たな問題として、キャベツの高温障害など農作物への被害も発生しています。

そして、住民生活においては、円安とサウジアラビアの原油減産による燃料代や電気代の高騰を要因とした急激な物価高に悲鳴が出ています。国でも9月で終了を予定していたガソリンへの補助金を年内いっぱい延長する検討を始めましたが、地方の生活にとっては特に重要なものが高騰を続けており、特に燃料への多重課税にしていることなど、税制改正の議論を始めるべきとの声が日増しに高まっています。今後議員の皆さんのご意見を伺いながら、北麓地域の市町村など連携を働きかけ、国に要望してまいりたいと考えています。

ほかにも猿による様々な被害など、悪いことがいろいろ重なりましたが、今年の猛暑の夏を31年ぶりに少年野球の郡内大会で、鳴沢スポ少野球チームが優勝してくれたことは、村民にとって明るいニュースになりました。

さて、本定例会では令和4年度の決算認定があります。村民全体のための政策や事業であるのか、村民の目線で慎重審議いただきますようお願いしまして、定例会の挨拶といたします。

クールビズ期間中ですので、上着の着用は自由といたします。

---

開会 午後 2時01分

**議長（渡辺正人君）** ただいまから、令和5年第3回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

**議長（渡辺正人君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 9月に入りまして、朝晩の冷涼感は秋を感じさせるものとなっています。また5類に移行したコロナウイルス感染症は、身近なところでも広がっているように感じます。高齢者の方や持病のある方は大いに注意を払っていただきたいと思えます。

去る8月30日に、富士五湖自然首都圏フォーラム共同宣言に出席してまいりました。富士山の価値のさらなる向上を図るため、未来に向けた地域づくりの方向性を見据えて、それぞれの課題を認識し取り組みを共に進めていくものです。そして、これはあくまでも骨格でありまして、各論は今後煮詰めていくというもので、宣言に賛同をしてまいりました。今後の検討課題として、今話題となっております富士山登山鉄道構想があります。次世代型路面電車LRTとEVまたは水素自動車に、違いやメリット、デメリットもそれぞれあるかと思いますが、ここで、私の態度を表明したいと思えます。県による富士山登山鉄道構想に賛同してまいります。

富士山登山鉄道構想は各論でありまして、総論となっています

富士北麓発展のため、また富士山を守っていくための施策の早期実現を目指して、県の構想を後押ししております。

さて、今定例議会では令和4年度の一般会計並びに特別会計の決算認定と議案6件、人事案件が1件となっております。慎重審議の上、可決くださるよう希望しまして、挨拶いたします。

---

**議長（渡辺正人君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡辺正人君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦直樹君、小林昭一君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡辺正人君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

はじめに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、7月26日に第2回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりでありま

す。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、令和5年第2回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 小林昭一君。  
**議会運営委員長（小林昭一君） 8番 小林昭一。**

議会運営委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

令和5年第2回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月4日の午後3時及び8日の午前10時から、議員控室において委員会を招集いたしました。

両日共に委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、9月4日の委員会で申し合わせた事項については、次の3項目です。

1、会期は、本日より9月22日までの11日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は、配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、9月6日正午までとすること。

以上であります。

次に、9月8日の委員会で申し合わせた事項については、次の1項目です。

1、6日正午に通告が締め切られた4名5件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおりに、本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。



以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 総務教育厚生常任委員長 土屋文明君。

**総務教育厚生常任委員長（土屋文明君）** 5番 土屋文明。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和5年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月4日午後4時より議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、ブルーベリー関係団体との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立ち、9月1日に山道ホールにおいてブルーベリー生産組合長、婦人部、ブルーベリー応援隊、そして河口湖商工会の方々と座談会を開催し、ブルーベリーの生産、加工及び販売等に係る課題や要望等を伺いました。座談会では組合の高齢化、後継者不足など、様々な意見や課題、対策案が挙げられました。

委員会では、ブルーベリー関係団体の方々から挙げられました様々な意見、要望について協議を行いました。多岐にわたる課題も多く、ブルーベリー生産組合の方々とは今後も会合を継続し、検討していくことに決定しました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 建設産業経済常任委員長 渡辺永幸君。

**建設産業経済常任委員長（渡辺永幸君）** 2番 渡辺永幸。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和5年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

9月8日午前10時45分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、土地開発行為等調整会議の報告について。山下商事の住民説明会に係る報告について、今年度の委員会活動の内容についての3件です。

会議ではまず、8月3日に開催された鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例に基づく土地開発行為等調整会議の内容について報告を行いました。

続いて、6月16日に開催された山下商事の住民説明会に係る報告を行いました。

最後に今年度の委員会活動の内容についてを協議し森林環境について、リサイクル業の注視について、水道関係全般について、新庁舎建設に係わることについて、獣害対策について協議していくこととしました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 続いて、広報常任委員長 渡邊明雄君。

**広報常任委員長（渡邊明雄君）** 9番 渡邊明雄。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告をさせていただきます。

令和5年第2回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、6月16日の本会議において議決された件についての報告であります。

7月20日午後3時より、議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、鳴沢村議会だより第53号（案）についての1件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第53号についてレイアウト、記事内容等について協議し、先月8月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは保育所の水遊びの様子を表紙にし、改選後初の議会だよりということで、前回も大変好評であった各議員の普段の活動や趣味などの写真を抱負などとともに掲載した議員紹介記事をメインの特集とし、また過去に行われた一般質問について、その後の取り組みを追跡した追跡レポートを掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（渡辺正人君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間といた

したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間と決定しました。

---

◎日程第4 報告第3号 令和4年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告

◎日程第5 報告第4号 令和4年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告

**議長（渡辺正人君）** 日程第4、報告第3号令和4年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率の報告及び日程第5、報告第4号令和4年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の報告の2件を一括して議題といたします。

この件について、報告を求めます。総務課長 三浦寿得君。

**総務課長（三浦寿得君）** 報告第3号令和4年度鳴沢村普通会計財政健全化判断比率についてご報告申し上げます。

令和4年度決算の財政健全化判断比率につきまして、実質赤字比率はマイナス9.86%となっており、早期健全化基準の15%と比較すると、これを下回っております。連結実質赤字比率はマイナス14.06%となっており、早期健全化基準の20%と比較すると、これを下回っております。実質公債費比率はマイナス2.2%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。将来負担比率はマイナス341.3%となっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っております。

これら4つの指標のいずれか1つ以上が早期健全化基準を超えた場合には、財政健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられておりますが、村では全ての比率について基準を

超えていないため、健全な財政運営が行われております。

参考までに令和4年11月に公表された総務省の資料によると、令和3年度の実質公債費比率はマイナス2.2%で、全国1,741市区町村中第34位、県内では27市町村中第2位と良好な数値となっております。

続きまして、報告第4号令和4年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率についてご報告申し上げます。

この比率は、公営企業の資金不足額がその営業収益に占める割合を表す財政指標であります。この比率が20%を超えた場合には、経営健全化計画を策定し、住民に公表することが義務づけられております。鳴沢村水道事業会計については、実質的には簡易水道事業特別会計を指しますが、特別会計歳入歳出の差引きで計算される実質収支額が赤字となっていないため、資金不足比率は算出されません。

以上の普通会計財政健全化判断比率及び水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告することとなっております。この規定に基づき、去る8月24日、25日の2日間、監査委員による審査を行っていただきました結果、審査意見書の最下段にあるように、是正改善を要する事項としては特に指摘すべき事項はないという意見をいただきましたことを、改めて報告させていただきます。また、算定の根拠としてお手元に資料を配布しましたので、ご覧いただきたいと思っております。

現在のところ本村は健全な財政運営がされておりますが、依然として村税収入や地方交付税などの一般財源収入の増加が見込めない状況であることから、細心の注意を払いながら財政運営を行ってまいります。

以上で報告第3号及び第4号についての報告を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で報告第3号及び第4号の報告を終了いたします。

なお、この報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

**◎日程第6 認定第1号 令和4年度鳴沢村一般会計並びに  
特別会計歳入歳出決算認定の件**

**議長（渡辺正人君）** 日程第6、認定第1号令和4年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。  
鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 認定第1号令和4年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計並びに国民健康保険特別会計をはじめとする5つの特別会計に係る令和4年度の決算は、全ての会計の歳入総額33億9,870万1,651円、歳出総額31億3,598万5,416円となりました。

この歳入歳出の差引きである形式収支は2億6,271万6,235円、形式収支から令和5年度へ繰越明許を行った事業へ充当される財源2,945万8,000円を差し引いた実質収支は2億3,325万8,235円の黒字となりました。

今回の決算の成果を踏まえ、新たな行政課題を発見し、さらに、住民の皆様の行政需要を見極めた上で、細心の注意を払った財政運営を行っていく所存です。

議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと

存じます。

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。監査委員三浦直樹君。

**監査委員（三浦直樹君）** 地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度鳴沢村一般会計並びに特別会計の決算及び基金運用状況の審査を歳入歳出決算書、財産関係書類、主要施策の成果及び予算の執行実績報告書により各所属長から説明を受ける方法により、令和5年8月24日及び25日に実施し、審査いたしました結果を鳴沢村監査委員条例第8条及び鳴沢村監査基準第14条第4項の規定に基づき意見書として作成し、村長に提出いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和4年度鳴沢村普通会計財政健全化比率及び令和4年度鳴沢村水道事業会計資金不足比率の審査も行い、同法の規定による意見書を併せて村長に提出いたしました。

詳細につきましては、認定第1号の議案書に報告書が添付され、既にお手元に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で監査委員による決算審査の結果報告を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で監査結果の報告を終わります。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

◎日程第7 議案第29号 鳴沢村税条例の一部を改正する  
条例を定める件

**議長（渡辺正人君）** 日程第7、議案第29号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長清水千恵君。

**税務課長（清水千恵君）** 議案第29号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、令和6年1月1日施行の山梨県県税条例の一部改正に合わせて、鳴沢村税条例の関連する箇所について所要の改正を行うもので、同時に過去の改正漏れの整理及び字句の訂正についても行うものです。

議案の4ページ、5ページをお願いします。

現在、山梨県県税条例の自動車減免対象には、精神障害者及び知的障害者の本人運転が含まれておらず、これらの者の社会参画を図る上で不十分でありました。山梨県において全国の状況を調査したところ、8割の都道府県で減免の規定がされていたため、最近の社会情勢の変化や障害者団体の意見を踏まえ、山梨県県税条例の改正を令和5年6月議会に上程したところです。

軽自動車税環境性能割の減免は、村税条例附則の規定により、条例の改正をしなくても自動車税環境性能割の減免対象の見直しの効果が生じることになりますが、軽自動車税種別割の減免には同様の規定がないため、令和6年1月1日以降、軽自動車税環境性能割と軽自動車税種別割で、同様に自動車税種別割と軽自動車税種別割で、対象範囲に乖離が生じることになります。このため、軽自動車税の減免対象に身体障害者等が自ら運転する者を含めるよう、第90条第1項及び第2項を改正するものです。

また、5ページの第140条の2から8ページの第140条の



7につきましては、本村では該当にならないためこれまではあえて規定しておりませんでした。将来的に該当になった場合にすぐに対応することは困難なこと、現在は例規の整備にシステムを使用しており点検時にエラーが発生することなどから規定したもので、本村に該当にならない状況が変わるものではありません。

以上で議案第29号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

**特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（渡辺正人君）** 日程第8、議案第30号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長小林昭博君。

**住民課長（小林昭博君）** 議案第30号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正については、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたこと及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第58号）により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第15条第1項第2号につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の項が繰り上げられることに伴い、引用箇所について改正を行うものであります。

次に、同条同項第4号及び2ページ第44条につきましては、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴う改正を行うものであります。

附則としまして、本条例は令和5年9月16日から施行するものであります。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第9 議案第31号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

## 条例の一部を改正する条例を定める件

**議長（渡辺正人君）** 日程第9、議案第31号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長小林昭博君。

**住民課長（小林昭博君）** 議案第31号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案の1ページをご覧ください。

第25条につきましては、保育所保育指針の制定権限が内閣総理大臣に移ったことに伴う改正を行うものであります。このほか軽微な修正を行うものであります。

附則としまして、本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第31号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第32号 鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(渡辺正人君)** 日程第10、議案第32号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。教育課長木暮富人君。

**教育課長(木暮富人君)** 議案第32号鳴沢村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が本年4月12日付けで改正され、4月1日から遡及適用されたことに伴

い、本条例についても改正の必要があるものです。

議案の1ページをご覧ください。

附則の職員の経過措置、第2条中、「この条例の施行の日から」を削除し、「修了したもの、括弧」の後に「その者の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から2年以内に当該研修を」を追加します。

厚生労働省令により、放課後児童クラブを運営する事業者は、放課後児童支援員を置かなければならないと規定されています。その放課後児童支援員は、原則として山梨県等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した者である必要がありますが、一定期間内に研修を修了することを予定している者も放課後児童支援員とみなすことができるとされています。

この研修修了予定者の範囲は、これまで「当分の間修了することを予定している者」とされていましたが、改正後は、「職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなってから2年以内に研修を修了することを予定している者」に変更され、当分の間とされていた措置が無期限化されることとなります。

鳴沢村においては、現在資格を持っている支援員はいますが、将来的に資格保持者がいなくなった場合を想定して改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、議案第32号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林昭一君。

**8番（小林昭一君）**

「その者の研修計画を定めた上で」ということの項目で、山梨

県等が実施する研修ということがありましたけれども、どのくらいの研修期間なのか、どういう内容なのか、もし分かれば教えていただければと思います。

**議長（渡辺正人君）** 教育課長 木暮富人君。

**教育課長（木暮富人君）** この山梨県の研修というのは、支援資格を取るための研修になっていまして、申し訳ないのですが、期間とかどのようなボリュームというのは、把握しておりません。以上です。

**議長（渡辺正人君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第11 議案第33号 令和5年度鳴沢村一般会計補

## 正予算（第3号）

### ◎日程第12 議案第34号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

**議長（渡辺正人君）** 日程第11、議案第33号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び日程第12、議案第34号令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。  
鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 議案第33号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び議案第34号令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和5年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして新たに1億1,654万5,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を33億859万7,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、産業集積促進事業7,128万4,000円、高齢者福祉事業1,840万円、生涯スポーツ推進事業500万円などで、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、県支出金、2,798万5,000円。繰入金569万4,000円。前年度からの繰越金8,401万6,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和5年度予算と、令和4年度から令和5年度に繰越明許させていただいた予算の総額は33億5,610万5,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれまして



も特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第33号及び議案第34号の提案理由の説明を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号及び議案第34号の2件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

**議長（渡辺正人君）** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は9月13日から21日までの9日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は9月13日から21日までの9日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は9月22日午前10時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月12日

議会議長

署名議員

署名議員



## 令和5年第3回鳴沢村議会定例会会議録

### 1、出席議員

1番	三浦秀康	2番	渡辺永幸
3番	渡辺辰也	4番	三浦雄一郎
5番	土屋文明	6番	渡辺次男
7番	三浦直樹	8番	小林昭一
9番	渡邊明雄	10番	渡辺正人

### 2、欠席議員

なし。

### 3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林茂澄 教育長 渡辺厚子  
総務課長 三浦寿得 税務課長 清水千恵  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 渡邊 積  
住民課長 小林昭博 振興課長 小林昌信  
教育課長 木暮富人 会計管理者 梶原 充

### 4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺栄一

### 5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 認定第 1号 令和4年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第4 議案第33号 令和5年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第34号 令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 6 同意第 1 4 号 鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件
- 日程第 7 発議第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
- 日程第 8 請願第 1 号 加配定数の振り替えによらない小学校 3 5 人学級の実施、中学校での 3 5 人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願
- 日程第 9 一般質問
- 日程第 1 0 委員会の閉会中の継続調査の件

---

再開 午前10時00分

**議長（渡辺正人君）** 皆さん、おはようございます。

クールビズの期間中ですので、上着は自由といたします。

それでは、早速始めたいと思います。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（渡辺正人君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡邊明雄君、三浦秀康君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（渡辺正人君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

令和5年第2回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、5番 土屋文明君。

**5番（土屋文明君）** 令和5年第2回鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告をさせていただきます。

令和5年6月27日午前10時より招集され、会議が行われました。

議員15名と、会議事件説明のため、外川健志組合長をはじめ

事件説明のために執行部2名の出席がありました。

会議事件は3件で、まず、会議録署名議員の指名が行われ、5番倉沢鶴義君、17番古屋庄一君が指名されました。

次に、会期は6月27日の1日間と決定されました。

続いて、令和5年度鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合一般会計補正予算（第1号）についての議定の件で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,543万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,591万9,000円とすることで、原案のとおり可決されました。

次に、令和5年度富士スバルライン沿線美化推進協議会会計補正予算についてが議題とされ、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,357万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,167万2,000円とすることで、原案のとおり可決されました。

続いて、国際交流「世界の森やまなし」の会場用地に関連した日程追加を全員協議会で協議し、決定いたしました。

追加日程第1、部分林一部解除についてを議題とし、国際交流「世界の森やまなし」会場用地に供するための部分林の一部を解除するものが、原案のとおり可決されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、富士五湖広域行政事務組合議会、2番渡辺永幸君。

**2番（渡辺永幸君）** 富士五湖広域行政事務組合議会についての報告をさせていただきます。

令和5年第2回富士五湖広域行政事務組合議会臨時会が、7月14日午後2時15分より開催されました。議員19名と、会議事件説明のために代表理事 堀内 茂富士吉田市長、理事

小林茂澄鳴沢村長をはじめ他の理事と執行部及び事務局の出席がありました。

会期は7月14日1日間と決定されました。

会議事件は7件で、内容としましては、選挙第1号議会副議長の選挙については指名推薦とし、忍野村 櫻井をさみ議員が選任されました。

選任第1号議会運営委員の補欠選任については、5名の新人が選ばれ、委員長に富士吉田市 横山勇志議員が選任されました。

選任第2号常任委員の補欠選任については、総務委員会6名、消防委員会7名の新人が選任されました。

報告第1号令和4年度富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億121万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,117万8,000円とする専決処分報告について。

報告第2号令和4年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖苑特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ404万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億819万3,000円とする専決処分報告について。

議案第10号財産の取得について、救急車の老朽化が著しいため高規格救急車1台を3,827万6,700円で買い入れるものです。

議案第11号富士五湖広域行政事務組合監査委員の選任については、指名推薦とし、富士吉田市 太田利政議員が選任されました。

選挙1件、選任2件、報告2件、議案2件全て原案のとおり承認並びに可決することに決定いたしました。



続いて、令和5年第3回富士五湖広域行政事務組合議会定例会  
が、8月21日午後2時30分より開催されました。

議員19名と、会議事件説明のために代表理事 堀内 茂富士  
吉田市長、理事 小林茂澄鳴沢村長をはじめ他の理事と執行部  
及び事務局の出席がありました。

会期は8月21日1日間と決定されました。

会議事件は7件で、内容としましては、報告第3号継続費精算  
報告書について、令和4年度富士五湖広域行政事務組合一般会  
計継続費精算報告書について報告をいたします。

新庁舎建設事業の継続費精算報告となります。

年割総額27億8,099万8,000円、支出済総額27億  
4,890万3,000円、差引き残額3,209万5,00  
0円となっております。

議案第12号令和4年度富士五湖広域行政事務組合一般会計歳  
入歳出決算認定について、歳入33億8,858万6,000  
円、歳出33億8,842万9,000円、差引き残額15万  
7,000円のうち15万円を財政調整基金へ繰り入れるもの  
です。

議案第13号令和4年度富士五湖広域行政事務組合富士五湖聖  
苑特別会計歳入歳出決算認定について、歳入1億819万5,  
000円、歳出1億618万5,000円、差引き残額201  
万円のうち200万円を財政調整基金へ繰り入れるものです。

議案第12号、議案第13号は決算特別委員会に付託され、委  
員長よりそれぞれ原案のとおり認定すべきものと決した報告が  
ありました。

議案第14号富士五湖広域行政事務組合職員特殊勤務手当支給  
条例の一部改正について、議案第14号は総務委員会に付託さ  
れ、委員長より可決するべきものと決した報告がありました。

議案第15号富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、議案第15号は消防委員会に付託され、委員長より可決するべきものと決した報告がありました。

選任第3号富士五湖広域行政事務組合議会運営委員の選任について。

選任第4号富士五湖広域行政事務組合議会常任委員の選任について。

報告1件、議案4件、選任2件全て原案どおり承認並びに可決することに決定いたしました。

本会議終了後、議会運営委員会、総務委員会、消防委員会が開催され、それぞれ正副委員長の互選が行われました。

その他につきましては、10月30日から11月1日のうち1泊2日で、関東甲信越地区へ地震に伴う防災について議員研修の実施。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（渡辺正人君）** 次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、  
1番 三浦秀康君。

**1番（三浦秀康君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

令和5年7月20日午後1時30分より議員全員協議会、午後2時より令和5年第1回臨時会が行われました。

会議は議員24名と、会議事件説明のため、広域連合長 上村英司北杜市長をはじめ執行部及び事務局11名の出席がありました。

同日の議員全員協議会において、最初に、新広域連合議会議員11名の紹介と議席の指名、新事務局員紹介の後、協議に入り、副議長の選挙、議会運営委員会委員の選任、臨時会の運営、議

案説明、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について協議し、その他として、訴訟の経過の説明がありました。

令和5年第1回臨時会においては、議員24名、会議事件説明のため、連合長 上村英司北杜市市長をはじめ執行部及び事務局11名の出席の下、開催されました。

最初に、議員の議席の指定が行われ、次に、会期は令和5年7月20日1日間と決定されました。

次に、副議長の選挙が指名推薦で行われ、山中湖村 高村明成議員が当選人に定められました。

次に、山梨県広域連合議会運営委員会委員に南アルプス市 小池信吾議員、小菅村 中川 勇議員、丹波山村 守屋 旭議員が選出され承認されました。

次に、承認第1号専決処分の報告および承認を求めることについての件。内容は、令和4年度に訴えを提起し、その費用を予算措置したが、訴訟が継続したため、その費用の一部238万2,000円を令和5年度に繰越しするものであります。

次に、承認第2号専決処分の報告および承認を求めることについての件。内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,346万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,109億1,112万8,000円とするものです。

承認第1号、第2号は、原案のとおり承認することに決定されました。

続きまして、議案第7号山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についての件。内容は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、改正後の個人情報保護制度と、現行の山梨県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づく情報公開制度との均衡を確保するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第8号山梨県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例についての件。内容は、個人情報保護審査会委員の改選に伴い、他の行政委員の任期との均衡を確保するため、同条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、第8号とも、原案のとおり可決されました。

次に、同意第1号山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求めることについては、上村英司連合長より、広域連合規約の規定により、副連合長に道志村村長 長田富也氏を選任したい旨が提出され、同意し可決されました。

次に、同意第2号山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについては、上村英司連合長より、広域連合規約の規定により、監査委員に身延町の中澤敏雄氏、上野原市選出議員の内田倫弘氏を選任したい旨が提出され、同意し可決されました。

次に、同意第3号山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについては、上村英司連合長より、広域連合規約の規定により、公平委員に南アルプス市 小野俊文氏、南巨摩郡南部町 荻原 敬氏、南巨摩郡富士川町 堀之内美彦氏を選任したい旨が提出され、同意し可決されました。

最後に、山梨県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙については、都留市 酒井利光氏、山梨市 岩下栄一氏、丹波山村 田中雄二氏、三郷町 岸本国雄氏の4名の当選と、補充員、大月市 相馬 茂氏らの4名の当選について、全員の同意で可決されました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 次に、富士・東部広域環境事務組合議会、4番 三浦雄一郎君。

4番（三浦雄一郎君） 富士・東部広域環境事務組合議会について報告させていただきます。

令和5年8月10日午後1時30分より議員全員協議会が開催され、また、午後2時30分より令和5年度第2回定例会が行われました。

会議は議員16名と、会議事件説明のために管理者 堀内 茂富士吉田市長をはじめ事件説明のために執行部及び事務局22名の出席がありました。

同日の全員協議会において、最初に報告事項について説明があり、現金出納検査についてと、令和4年度一般会計歳入歳出決算審査について、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定と、さらに、これまでの入札執行状況についての報告等がありました。

定例会においては、議員16名と、管理者 堀内 茂富士吉田市長をはじめ執行部及び事務局22名の出席がありました。

最初に、会期の決定が通告され、会期は8月10日の1日間と決定されました。

次に、認定第1号令和4年度富士・東部広域環境事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、歳入総額は1億8,989万7,793円で、歳出総額は1億7,250万2,420円となり、歳入歳出差引額は1,739万5,373円であります。実質収支額1,739万5,373円のうち1,700万円は財政調整基金に繰り入れます。

審議され原案のとおり、可決することに決定しました。

次に、同意第1号富士・東部広域環境事務組合監査委員の選任について審議され、大月市選出の鈴木基方議員が選出選任されました。

以上で富士・東部広域環境事務組合議会についての報告を終了いたします。

議長（渡辺正人君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 認定第1号 令和4年度鳴沢村一般会計並びに  
特別会計歳入歳出決算認定の件

議長（渡辺正人君） 日程第3、認定第1号令和4年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件を議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男君。

予算決算常任委員長（渡辺次男君） 今定例会初日において予算決算常任委員会に付託された認定第1号令和4年度鳴沢村一般会計並びに特別会計歳入歳出決算認定の件について、その審査経過と結果についてご報告いたします。

9月13日及び19日の2日間に渡り、付託事件の審査を行いました。

委員各位には熱心なご審議を賜り、長時間にわたり精力的に日程を消化していただいたことを改めて感謝申し上げる次第でございます。

付託事件の審査の方法は、一般会計は歳入を一括し、歳出については予算科目ごとに、特別会計については会計ごとに歳入歳出を一括し、事業ごとの目的や実績・成果、課題・問題点、今後の方針を含めた具体的な計画の説明を受け、これに対しそれぞれ質疑を行う方法により審査を行いました。

各委員から多くの提言及び指摘がありましたが、その内容につきましては、議員全員が委員であり、ご承知のこととしますので、詳細についての報告は省かせていただきます。

なお、村当局におかれましては、事業を実施してただ終わるだ

けではなく、より事業の目的を明確にし、実績や成果を把握して課題・問題点を抽出し、次年度以降の計画に活かすというサイクルを確立し、村民の福祉向上に寄与していただくよう、さらなる努力をお願いするものであります。

結びに、審査を行った結果、本委員会に付託された認定第1号について、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡辺正人君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は認定であります。

認定第1号は委員長の報告のとおり認定とすることに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（渡辺正人君）** 起立全員です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第33号 令和5年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第3号）

◎日程第5 議案第34号 令和5年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算（第1号）

**議長（渡辺正人君）** 日程第4、議案第33号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び日程第5、議案第34号令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡辺次男君。

**予算決算常任委員長（渡辺次男君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された議案第33号令和5年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）及び議案第34号令和5年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の2議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、去る9月12日に開催し、付託された補正予算案の審査を行いました。その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過について述べることは省略させていただきます、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された2議案について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（渡辺正人君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 討論なしと認めます。

これより議案第33号及び議案第34号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第33号及び議案第34号の2件は委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(渡辺正人君)** 起立全員です。したがって、議案第33号及び議案第34号の2件は原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第6 同意第14号 鳴沢村教育委員会委員の任命に 同意を求める件

**議長(渡辺正人君)** 日程第6、同意第14号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長(小林茂澄君)** 同意第14号鳴沢村教育委員会委員の任命に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります九川和年氏が、令和5年9月30日をもって任期満了となることを受け任命するもので、後任といたしまして、鳴沢村1842の1番地、渡辺宏之氏を任命したいと思っております。

ご存じのとおり、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して優れた識見をもち、適任と認められますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただけますようお願い申し上げます。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 討論なしと認めます。

これより同意第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（渡辺正人君）** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

◎日程第7 発議第1号 加配定数の振り替えによらない小

学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出

**議長（渡辺正人君）** 日程第7、発議第1号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出を議題といたします。

本案について、提出者から提案理由の説明を求めます。6番渡辺次男君。

**6番（渡辺次男君）** 発議第1号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

学校現場では貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが困難な状況となっております。

また、教職員の働き方改革が少しずつ進められていますが、業務の削減や役割分担、勤務時間の適正化は大きな改善が見られていないのが現状です。

一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、教職員の定数改善を進め、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫し、自治体間の教育格差が生じることも懸念されます。

子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けら

れることは、憲法上の要請であります。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。

こうした観点から、国の関係機関へ次の事項を実施するよう要望するものであります。

1、小学校の35人学級実施に当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと。また、中学校への35人学級を実施すること。

2、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること。

3、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

4、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

**議長（渡辺正人君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（渡辺正人君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略す

ることに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 討論なしと認めます。

これより発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第8 請願第1号 加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願

**議長(渡辺正人君)** 日程第8、請願第1号加配定数の振り替えによらない小学校35人学級の実施、中学校での35人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願を議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第1号が可決され、その趣旨が達成されていると思いますので、みなし採択とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

---

◎日程第9 一般質問

**議長（渡辺正人君）** 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

三浦雄一郎君からの避難トンネル・道路の整備についての質問を許します。4番 三浦雄一郎君。

**4番（三浦雄一郎君）** 村長は、就任時、5月臨時会において所信を述べられましたが、未来の鳴沢の展望が聞け、大いに賛同するところでありました。まさに議会と執行部が両輪となって村民の皆様寄り添い、皆で築き上げる、小さくても輝く村づくりの精神が受け継がれているものと感銘したところでありました。

さて、そのとき述べられた基本的な施策の中で、防災対策について伺います。

地震や台風などの災害が発生した場合に備えて、適切な避難所の整備や避難経路の確保が当村の喫緊の課題であることは明白であります。

村では、道の駅なるさわの防災機能をさらに高めるために、電気設備等の大規模改修を進めておりますが、もしものときに安心して利用できる避難所の存在は、村民の安心・安全を確保する上で素晴らしい施策だと考えております。資金面での難局もありましたが、執行部が知恵を絞り、進めることができ、大変感謝するところであります。

もう一つの避難経路の確保ですが、こちらも村長が、西湖方面へ通じる道路という表現で所信にて言及されておりました。確かに現在、隣の富士河口湖町で進められているいわゆる足和田トンネルも、大田和地区の住民にはある程度有効であると考えられますが、有事の際には富士河口湖町民も利用しますので、当村住民は東方面に避難した場合しんがりになり、渋滞が予測され、間に合わない可能性もあります。紅葉台より西方面へ避

難する場合、過去に溶岩が流れた経緯もありますが、避難道路の確保という点で、この西湖方面へ通じる道路の必要性というのが村民の安心安全において不可欠のものと考えられます。ぜひともこの施策についてしっかりと進めていただきたい、そう願うものであります。

そして、安全で迅速な避難経路の確保という点から鑑みれば、やはりトンネルという明確な方向性も見えてくるかと思えます。現時点での村長の考え方を伺います。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 三浦雄一郎議員からの避難トンネル・道路の整備についての質問にお答えいたします。

雄一郎議員のおっしゃるとおり、災害に備えての避難所の整備や避難経路の確保は、住民や来訪者の安全を確保する上で非常に重要な問題であります。そのため、私も5月臨時議会での所信表明において、避難所の整備や避難経路の確保の必要性について述べさせていただきました。

鳴沢村に被害が想定されるエリアで富士山噴火が起こった場合、まずは足和田山を越えた西湖方面への緊急避難が必要だと考えております。そのためには、迅速に住民が避難できる避難経路の確保が重要であり、足和田山にトンネルを開けていただきたいと考えております。

これは現時点での私の考えですが、防災トンネルは住民、観光客等の避難を考えると、道の駅周辺から西湖方面へのトンネルを整備していただくのがよいかと思っております。しかしながら、これはあくまでも私の私案にすぎませんので、これから庁内で検討を重ね、最も効果的なルートを考えていきたいと思っております。

また、防災トンネルは、富士山噴火が起こった際の非常に有効

な道路インフラではありますが、平時は富士河口湖町の西湖地区と本村を短時間でつなぐことができ、日常的な住民生活の利便性の向上や地域間の交流が深まるとともに、観光客の利便性が上がり、お互いの観光スポットをつなぐことができ、地域に与える経済効果は計り知れないほど大きなものとなり、地域経済の活性化が期待できます。

このようなことから、本村と西湖地区とを結ぶトンネル実現に向け庁舎内で協議検討を重ね、山梨県及び関係機関に働きかけていきたいと考えておりますので、村議会においても絶大なるご支援、ご協力を賜りたいと思います。

以上で三浦雄一郎議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 4番 三浦雄一郎君。

**4番（三浦雄一郎君）** ただいま村長から非常に前向きな答弁を伺いました。大変心強く感じています。

こうしてその効果を考えていきますと、ぜひ進めていただきたい施策ではありますが、やはり県が動いていただかないと、何年、何の進展もないままとなってしまいます。

そこで、この件に関して再度質問ですが、この一大プロジェクトを進める上でのプロセス、主に富士河口湖町にも協力を働きかけるなど、どう考えているか、再度、村長のお考えを伺います。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 残念ながら、鳴沢村には富士山以外にこれといった観光名所が少ないのが現状であります。もしこの道路ができた場合は、災害時の避難ということ以外にも、紅葉台を観光の名所として有名にすることとなるでしょう。多くの観光客が訪れる可能性があり、観光業の活性化が予測されます。



さらに、地域のインフラが向上することで、住民の生活も便利になります。西湖や河口湖への交通の利便性が向上することで、地域全体の活力が向上する可能性があると考えております。

トンネルの整備というものは、県にとっても大きな事業であり、一朝一夕にできるものではないと理解しております。しかしながら、地元から要望を上げていかないことには前に進みませんので、このトンネル整備により、本村同様、様々な恩恵が期待できるであろう富士河口湖町にも賛同していただき、両町村で連携を取って、ともに県に働きかけていきたいと考えております。

議員間においても、両町村で連携を取りながらトンネル実現に向け支援していただければ非常に心強いものとなりますので、ご協力をお願いいたします。

**議長（渡辺正人君）** 4番 三浦雄一郎君。

**4番（三浦雄一郎君）** 再答弁にも真摯にお答えいただき、本当にありがとうございます。心強く感じております。

自分は、本当に未来絵図をついつい想像してしまうんですけども、この道路が完成された暁には、防災対策の大きな進展とともに、村民が安心して生活できる村づくりが大いに進展していくものと思えてなりません。何とぞよろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で三浦雄一郎君の一般質問を終わります。

次に、ふるさと納税寄附金の活用状況、活用予定についての質問を許します。9番 渡邊明雄君。

**9番（渡邊明雄君）** ふるさと納税の活用状況並びに今後の活用予定について質問いたします。

令和4年度のふるさと納税寄附金の収入額は約3,258万円と、令和3年度の約2,591万円から667万円増額いたし

ました。この結果は、村行政や事業者の皆様のご尽力のたまものであると思っております。

また、ふるさと応援寄附基金も令和3年度より約1,900万円増加し、約8,907万円となっております。この基金が村の地域振興に資するよう活用することが重要であると考えます。

今までふるさと納税寄附金が充当された事業効果についての検証、また今後の活用予定についてお伺いいたします。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 渡邊明雄議員からのふるさと納税寄附金の活用状況、活用予定についての質問にお答えいたします。

ふるさと応援基金につきましては、平成31年度から、寄附者の思いに沿った事業への充当を行っております。

これまで実施した事業として、夏場の熱中症対策のために鳴沢保育所へのエアコン設置や鳴沢小学校への壁かけ扇風機の設置、鳴沢小学校の情報教育設備の整備として電子黒板やタブレット型パソコンの整備、大田和さくらの里公園遊具更新事業、なるシカくんグッズ等作成事業、地域活性化のためにマルシェを実施した活動団体へ地域活性化支援事業費補助金の交付、鳴沢村第1区への春日神社補修工事補助金の交付、鳴沢村3世代同居等支援事業として、交付要綱に基づき住宅を取得した方への補助等を行ってきました。

鳴沢保育所や鳴沢小学校の施設整備を行うことにより、教育文化の推進や福祉の向上が図られ、また、春日神社補修工事に係る補助やなるシカくんグッズの作成や地域活性化活動団体への補助等により、文化財の保護や観光振興、村民活動の充実に資する事業を実施することができました。

令和5年度においても、保育所への大型複合遊具の設置、3世代同居等支援事業、鳴沢小学校、鳴沢保育所、総合センターへ

の防犯カメラの設置工事費や生き生き広場遊具新設工事等へふるさと応援寄附基金を充当することとなっております。

効果といたしまして、防犯カメラの設置により子どもへの犯罪を抑止するとともに、万が一のトラブルの際は映像を確認し状況検証などにも利用でき、安心安全な村づくりに役立つと思っております。また、生き生き広場に木製複合遊具等を新設することにより、自然環境や景観に配慮した村民の活動場所や村の観光スポットとして、施設のさらなる充実が図られています。

平成31年度から行っている3世代同居等支援事業についても毎年補助金対象者がおり、子どもを産み育てやすい環境づくりや高齢者の孤立防止など家族の支え合いを促進し、定住人口の増加と地域の活性化が図られております。

今後も、教育文化等の推進をはじめ介護・福祉の向上、産業・観光振興、生活・自然環境の向上などに資する事業については、積極的にふるさと応援寄附基金を活用していきたいと考えております。

以上で渡邊明雄議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 9番 渡邊明雄君。

**9番（渡邊明雄君）** ふるさと納税寄附金が充当された事業、保育所のエアコンとか3世代住宅の補助金とか防犯カメラ等、大変すばらしい事業でした。公共性や公益性に沿って成果を出されています。今後も村の観光振興や産業の活性化、地域の魅力向上など地域の課題やニーズに即した事業への充当や住民への福祉向上に活用していただくようお願いいたします。

質問を終わります。

**議長（渡辺正人君）** それでは、次に、子育て世帯への各種給付金の支給状況についての質問を許します。9番 渡邊明雄君。

**9番（渡邊明雄君）** 新型コロナウイルス感染症の影響により、低所得者世帯やひとり親世帯の子育て世帯の多くが長引く生活苦に直面している中、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金等の各種支援が行われました。

こういった支援は、必要な方全てに支給することが重要であると考えております。

対象者はどのように把握し、対象者のうち実際に支給された世帯の件数、割合等をお伺いいたします。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** ただいまの質問に対しましては、担当課であります住民課長に答弁させます。

**議長（渡辺正人君）** それでは、住民課長 小林昭博君。

**住民課長（小林昭博君）** 渡辺明雄議員からの質問の子育て世帯への各種給付金の支給状況についてお答えいたします。

子育て世帯への各種交付金については、令和2年度以降、計7回の交付を行っており、そのうち3回が低所得者向け、4回が全体的に支給するものとなっております。

低所得者向けの給付については、国の施策により、新型コロナウイルス関連の給付を令和3年度、4年度に行い、物価高騰対策関連の給付を令和5年度に行っております。いずれも住民税均等割の非課税世帯に対して行われております。

対象者の把握については、国の要件に基づき対象者を住民基本台帳で抽出し、税務課へ照会し所得要件から絞り込み、該当世帯を抽出しております。この抽出に当たっては、複数の職員でチェックするなどし、細心の注意を払って行っております。

給付実績については、令和3年度が21世帯38名分、令和4年度が16世帯26名分、令和5年度については、現時点のものとなりますけれども、16世帯26名分の給付を行っており

ます。こちらの給付については児童手当の支給口座にプッシュ式で給付を行っており、給付率は100%となっております。

低所得者への給付については、このほか国の要件に、家計急変に伴い住民税非課税世帯と同様の所得水準になった方についても給付の対象となっており、こちらについては村で把握することは困難でありますので、防災無線や広報、ホームページ等で周知し、申請していただくこととなっていましたが、申請者はおりませんでした。また、この給付のひとり親世帯分については、児童扶養手当を支給している県から直接給付が行われておりますが、対象世帯全てに給付が行われているとのことでした。

続いて、子育て世帯全体への給付については、国の施策に伴うものとして、令和2年度、令和3年度に新型コロナウイルス関連の2回、村単独事業として、令和2年度に新型コロナウイルス関連と令和4年度に物価高騰関連の2回の給付を行っております。

対象者の把握については、要件がその給付ごとに異なりますが、基本的には、低所得者同様に行っております。

給付実績については、国の施策における令和2年度分が210世帯362名分で給付率が100%、令和3年度分が243世帯428人分で給付率は100%となっております。

また、村単独事業分については、高校生に加え、要件を19歳以上の方で大学生や専門学校に通う方を対象としておりますので、この方々は村で把握することは困難であり、申請方式で給付を行っております。このため、児童手当受給者のみの数値で給付率を算出しますが、令和2年度分が198世帯346名分で給付率が100%、令和4年度が202世帯364名分で給付率が100%となり、大学生等を含めたものが、令和2年度が292世帯527名分、令和4年度が270世帯503名分

の給付となっております。

なお、周知については、18歳以下の方には通知を行い、このほか大学生等については、防災無線や広報、ホームページ等を通じ周知を図ったところであります。

以上で渡邊明雄議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 9番 渡邊明雄君。

**9番（渡邊明雄君）** 支給世帯数の支給割合が100%と多く、すばらしい成果が出ておられます。公共性、公平性を持って、多くの人々に経済的な支援が行われたものと思います。子育て世帯にとっては、子どもの教育費や生活費の負担が大きいため、十分な支給となっているかが、今後村で検証していく必要があると思います。

以上で質問を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で渡邊明雄君の一般質問を終わります。

次に、高齢者等電話詐欺、振り込め詐欺の防止対策についての質問を許します。5番 土屋文明君。

**5番（土屋文明君）** 今回の一般質問は、高齢者等電話詐欺・振り込め詐欺の防止対策についての質問であります。

近年、高齢者を標的とした電話詐欺、振り込め詐欺が増加しており、本年7月末の山梨県の発表によりますと、被害金額の累計は、分かっているだけで34件5,043万円、当村でも高齢者世帯が増加してきております、現在。70歳以上の独居世帯、あるいは家族同居世帯でも昼間は高齢者だけの時間帯が特に危険だと言われております。

村内でも頻繁に最近は振り込め詐欺防止に向けた注意喚起のメールが発信されておりますが、郡内各地での被害はなくなる心配がありません。

先ほど県内被害のあった34件のうち24件では、留守番電話機が設置していなかったということが分かっています。実は、山梨県警では、3年前の令和2年より、65歳以上の世帯を対象に、家庭電話に後づけの留守電録音装置の貸出しを始めております。貸出先の使用状況の調査では、対象世帯は本年の被害はゼロと一定の効果があるということも確認されております。

そこで、当村としての高齢者の大切な財産を守っていくために、電話詐欺、あるいは振り込め詐欺防止の対策についての見解を村長に伺います。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 土屋文明議員からの高齢者等電話詐欺、振り込め詐欺の防止対策についての質問にお答えいたします。

山梨県警の発表によりますと、令和4年中の電話詐欺被害は77件で前年比プラス21件、被害総額1億4,484万円で前年比約マイナスの434万円と、被害額は減少しましたが、被害件数は増加し、依然として被害額は1億円を超えており、非常に厳しい状況です。

令和4年中は、息子や孫等の親族をかたるオレオレ詐欺、市町村職員をかたって「介護保険料の払戻しがある。振込手続きをしたいがキャッシュカードが古くなっている。カードを交換する必要がある」などと被害者宅を訪れ、キャッシュカードを盗み取るキャッシュカード詐欺等が多発しました。

村では、平成24年度から富士北麓地域の1市2町3村と連携して富士五湖広域相談窓口を開設しており、令和4年度の相談件数は全体で690件、そのうち鳴沢村の相談件数は17件となっております。

また、富士吉田警察署管内で不審な電話がかかってきた際には、随時防災行政無線で注意喚起を実施しております。

そのほか、被害の未然防止のため、消費生活に関する啓発パンフレットを全世帯に配布しております。

今後は、コロナ禍で開催されていなかった高齢者学級で、富士五湖広域相談窓口の消費生活アドバイザーを講師に迎え、寸劇などを交えながら詐欺、悪質商法について学んでもらうような場を増やしていきたいと考えております。

自動通話録音装置は、特殊詐欺被害を未然に防止するため、着信時に発信者側に警告メッセージを流し、通話中の音声を自動で録音するものであり、山梨県警では電話詐欺対策機貸出事業として、山梨県内にお住まいの65歳以上の方に無償で貸し出しており、富士吉田警察署管内においては、利用件数は14件となっております。

今後は、電話詐欺対策機貸出事業など有効なものを村民が活用できるように、広報、ホームページ等で周知したいと考えております。

また、年々巧妙化する特殊詐欺の被害を考慮しますと、自動通話録音装置も有効な対策ではありますが、家族の絆や村民一人一人の心がけが重要であると考えます。そのためには、村民の皆様幅広く特殊詐欺について知っていただくことが第一と考えております。詐欺に遭わないよう粘り強く啓発を行うことに尽きると考えております。

そのため、村といたしましては、引き続き富士吉田警察署や富士五湖広域相談窓口などの関係機関と連携し、広報やホームページを通じ、特殊詐欺に関する特徴的な事例や注意喚起などの情報提供を積極的に行うとともに、消費生活に関する出前講座などの機会を活用し、特殊詐欺被害の防止に向けた啓発や山梨県警の電話詐欺被害防止啓発動画のCATVでの放映など、被害の未然防止対策に努めてまいります。



以上で土屋文明議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 5番 土屋文明君。

**5番（土屋文明君）** 今、結構多数の今後の対策等をいただいて、ありがとうございました。

山梨県警の、この間、データを見ていた中で、大変興味深い結果があったのでお伝えしたいと思います。

現在まで、貸出先の使用状況から3万3,000件の電話着信のデータがありました。そのうち25%の約8,500件は、着信コールの前の、今、先ほど村長がお話しした警告音声で、録音を嫌がって電話を切ったものが25%あったということです。一定数あったことで、この警告音声は有効としておりました。

最近の機能というのは、皆さんの家に、自宅にある留守番電話というのは、かかってきたらすぐ、いなければ留守電になっちゃって、そうじゃなければ普通に取っちゃうということがあるんですが、最近の電話は、今ちょっとお話がありましたとおり、怪しい電話は出ないで済むような対策がどの電話機にもあるようです。これは一例でシャープですけれども、例えば、電話が鳴ったときに、「この通話は防犯のために録音されますよ」あるいは「ただいま振り込め詐欺対策モードになっています。恐れ入りますが、あなたの名前をおっしゃってください」等メッセージが出た後に呼び出し音が出るというふうになってきているようです。これは、県警が貸しているやつもそうらしいんですが、こういうことがあります。

県警で、今、村長がおっしゃったように、貸出し用が現在195台県警は装備していますが、今、142台貸出ししているそうです。少なくなっているようで、10月には160台、追

加の発注をしているので納品されるということです。現在、富士吉田警察には県から21台配布してありまして、村長が今お話ししたとおり、14台貸出しをしているそうです。ただ、その台数が非常に、一部の県民にしかいないようで、これは県警同様に山梨市、大月市、都留市、韮崎市、身延町などの自治体では、県警とは別に貸出し対応や一部の補助制度もあるようです。県警の貸出し台数よりは総台数は、当然ながら自治体のほうが多いと思います。

いずれにしましても、未然に防ぐ対策が効果が高いと言われておりますので、当村においても、またさらに一步進んだ対応を求めて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

**議長（渡辺正人君）** 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。

次に、地域おこし協力隊員の採用推進についての質問を許します。7番 三浦直樹君。

**7番（三浦直樹君）** 地域おこし協力隊の採用推進について、村長にお伺いします。

総務省は、都市部から過疎地などに移り住んで地域活性化に取り組む地域おこし協力隊の人数が2022年に6,444人となり、これまでで最も多くなったと発表しました。

前年度に比べて432人増え、隊員を受け入れた自治体の数も31団体増えて1,118団体と過去最多となりました。また、総務省が2026年度までに隊員を1万人まで増やす目標を掲げており、隊員と受入れ自治体双方へのサポートを拡充する方針であります。

平成31年より鳴沢村でも地域おこし協力隊員募集を行っていますが、いまだに採用がないのが現状であります。現在、村では、主体性を持って地域課題の解決や新たな価値の創造など地

域の活性化を図るため、地域おこし協力隊の導入を希望する事業者、自治会、団体などを対象として、地域おこし協力隊受入れ団体などを募集していますが、こちらにも登録がない状態です。

この際、村主体で村内各団体に働きかけ、それぞれの活動内容を明確に、または季節に応じて組み合わせるなど工夫して村の魅力をアピールし、受入れ団体と隊員の採用への道筋を示してはどうでしょうか。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** 三浦直樹議員からの地域おこし協力隊員の採用推進についての質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊とは、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みです。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年以上、3年以内です。

現在、本村では、地域おこし協力隊を地域に受け入れることにより地域課題の解決や地域の新たな価値の創造など地域の活性化を図るため、隊員の導入を希望する団体を募集しています。

地域おこし協力隊受入れの手引等によると、隊員を受け入れる地域は隊員のこの大きな決断を十分に理解し、隊員自身の人生に責任を持つ気持ちを持って受入れ体制を整える必要があります。この3年間の地域おこし協力隊の活動を通じて、隊員が地域への愛着を感じ、活動に自覚と責任を持ち、3年後の定住を目指せるよう、地域を挙げて支えていく必要があると、地域としての心構えが記載されています。

しかし、地域おこし協力隊に係る経費は特別交付税措置される

ため、自治体からすれば非常に手軽に移住者の安易な募集が行われ、その結果、着任した協力隊が地域づくりとは程遠い人員補填のように使われてしまっているケースも多く出てきております。受入れに当たっては、地域で中心となって面倒を見たり、地域とつなぐ役割を担っていただく方の確保など、定住に向けた受入れ態勢を整える必要があります。

また、地域おこし協力隊の受入れを希望する受入れ団体が、主体性を持って地域課題の解決や新たな価値の創造につながる地域協力活動を自治体や地域おこし協力隊と連携して行うことが重要で、地域創生につながると思います。

自治体が協力活動を調整するのではなく、受入れ団体が地域活動を安定的に地域おこし協力隊と行うことで、協力隊の活動や生活も安定すると考えております。

まずは、地域おこし協力隊員を受け入れてくれる団体を募集し、責任を持って隊員の指導や支援を行えるような態勢を整える必要がありますので、引き続き広報やホームページなどで地域おこし協力隊の受入れ団体を募集していきたいと考えております。

以上で三浦直樹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（渡辺正人君）** 7番 三浦直樹君。

**7番（三浦直樹君）** 現在、文書でまだホームページに載っているだけなのですが、これでは集まりそうにありませんので、集まりそうな募集をするということは大切だと思います。

村内にも、農業、観光、ブルーベリーであるとか加工部、ゴルフ場、キャンプ場もありますが、猟友会などの様々な団体があります。こちらを自治体のほうで把握して活用するように考えることはできないでしょうか。

**議長（渡辺正人君）** 鳴沢村長 小林茂澄君。

**村長（小林茂澄君）** あくまでも主体となるのは地域協力隊を受け入れる、また必要としている団体や法人等になります。ここに、村で地域協力隊の説明やアピールをすることが第一であると考えております。

そして、ここから自治体のサポートが始まります。こうした事業で、最初はサポート役であったのに、主客転倒してしまい、自治体が世話を焼き過ぎる状態となった事例は失敗が多くなっています。受入れ団体のモチベーションが続かなくなるからです。

計画性のない安易な受入れを行えば、最終目的である地域協力隊員の定住は難しいものになると思います。今後も受入れ団体への募集や説明及び隊員の募集を行っていきます。

**議長（渡辺正人君）** 7番 三浦直樹君。

**7番（三浦直樹君）** 国からの有利な補助制度でありますので、例えば夫婦で呼ぶであるとか、子連れの人も可など、工夫をしていただいて、一日も早く協力隊員が入ってもらい、鳴沢村が新しい力を得て発展できることを期待して、質問を終わります。

**議長（渡辺正人君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

### ◎日程第10 委員会の閉会中の継続権を調査の件

**議長（渡辺正人君）** 日程第10、委員会の閉会中の継続権を調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(渡辺正人君)** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(渡辺正人君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、この整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和5年第3回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年9月22日

議会議長

署名議員

署名議員